

# 令和2年度 事業計画

## 1 基本方針

少子高齢化が進展し人口が減少する我が国においては、経済社会の活力を維持するため、高齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる環境整備が求められているところであり、地域における高齢者の多様な雇用・就業機会の確保を推進するために活動しているシルバー人材センターの社会的役割には大きな期待が寄せられています。

当センターにおきましても、地域経済の持続的な発展に寄与し、高齢者の社会参加と能力活用、生きがいの充実を推進するため、センター事務所「生き生き交流センター」を有効に活用した入会の促進、就業機会の確保及び提供に努めるとともに、会員の「安全就業」を推進するために必要な事故防止対策とフォローアップを講じてまいります。

センター事業の理念である「自主・自立、共働・共助」をスローガンに、地域に根差した高齢者活動拠点として、更なる事業拡大を図ってまいります。

## 2 事業計画

### (1) 会員の拡大と就業機会の拡大(定款第4条(1)(2)(4)(6)(8))

当センター事業が、市民等に広く認知され、事業内容への理解を深めてもらい、知識、技能、経験を有する会員の入会促進を図るため、市広報を始め様々な媒体への広告の掲載、一般紙へのチラシの折込み配布、ホームページを活用した事業PR等を行うとともに、会員互助会と連携した納涼まつり及び春日井まつりでの清掃ボランティアによる地域貢献活動の実施のほか、新たに会報誌を発行する等、就業以外での活動情報の発信にも積極的に取り組みます。

入会機会の拡大として、引き続き、事務所での説明会の実施及び出張説明会の開催(月3回)、女性向けの業務の詳細な説明と就業相談を行うとともに、センター会員を対象とした「お友達紹介キャンペーン」を実施します。

就業機会の拡大として、国の施策である「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業(サポート事業)」を活用し、高齢者就業促進員や派遣コーディネーター等を配置して就業開拓や企業訪問を適宜行い、事業所や一般家庭からの依頼相談にも迅速に対応し、受注の確保及び就業会員とのマッチング並びに継続的なフォローアップに努め、発注者からの信頼の確保と円滑な就業環境の醸成を推進します。

また、ホームページで就業情報を随時提供するとともに、事業所や一般家庭からの依頼相談等の増加を図るため、新たにセンターホームページから依頼相談ができるページを設置します。

春日井市と連携した空家対策事業では、市外在住の空家の持ち主からの見回り業務の受託時に除草や剪定等のPRを行い、更なる請負業務の受注拡大を図ります。

## (2) 老人福祉センター(B型)の運営(定款第4条(1)(2)(5)(6)(8))

各種講座(教養講座、毛筆筆耕講座、家庭菜園講座等)の講師や受付業務等での会員の就業機会を提供するとともに、高齢者の福祉を増進するための事業として、スマートフォンやパソコンの活用講座等の開催、就業を希望する高齢者のための就業相談等の随時実施、老人クラブへの貸室等による施設の利用促進等を行います。

## (3) 職業紹介事業の実施(定款第4条(3))

雇用による就業を希望する高齢者と、求人事業所等のマッチングを行う「有料職業紹介事業」を推進するため、サポート事業を活用した事業所訪問やチラシの配布等により事業を周知し、高齢者の雇用機会の確保を図ります。

## (4) 労働者派遣事業(シルバー派遣事業)の推進(定款第4条(4)(6))

シルバー派遣事業の推進による高齢者の就業促進及び人手が不足している企業の支援を図るため、サポート事業を活用し、シルバー派遣事業を適切に運営するために必要な職員等を配置し、就業開拓及び派遣就業会員のフォローアップ、派遣相談、業務拡大制度への対応等を随時行うとともに、派遣就業会員の教育訓練を始め労災事故の予防等、安全に資する講習等を実施します。

また、職員の資質向上に資する研修等への積極的な参加及び他センターの状況調査、労働者派遣法等関係法令の情報収集と適切な対応に努めます。

### <春日井市事務所 R2年度事業収支見込>

労働者派遣事業収入	支出 (賃金等必要経費)	センター事務受託分
202,582,000円	183,336,000円	19,246,000円

(注) 労働者派遣事業は、愛知県シルバー人材センター連合会が事業主体であるため、事業予算等は連合会の予算等で計上されます。

## (5) 技能講習の実施(定款第4条(5))

剪定や草刈機の取扱い等、就業に関する技能講習を実施し、会員の知識と技能の向上を図り、技能を要する職種の就業会員の確保に努めます。

## (6) 安全就業の徹底(定款第4条(7))

「安全第一」をシルバー会員の就業の基本とする中、安全委員会は、発生事故の検証による再発防止策の検討、作業現場の安全確認、徹底した保護具の着用及び用具の安全性の点検、安全パトロールを実施します。また、安全就業指導員による常時巡回、安全な就業手順を確認する職群別研修の実施及び安全就業マニュアル等により事故を未然に防ぐための安全管理を推進するとともに、安全情報を掲載した会報誌等の発行、草刈・剪定作業事故防止キャンペーン、安全就業月間での事故防止PR等、情報発信を適宜積極的に行い、会員の安全意識の醸成に努めます。

さらに、作業現場での安全確保に必要な応急手当講習、自己の体力状況を把握し、無理な就業を防止するための体力測定を開催するほか、交通事故防止に向けては、安全運転適性検査と安全な自転車の乗り方教室を実施し、安全運転の意識啓発と事故防止のための技術向上を推進します。

#### **(7) 独自事業等の推進(定款第4条(1)(8))**

現在実施している事業について、ホームページでの事業紹介、チラシの配布、生き生き交流センターでの展示販売等を通じて、より一層の市民へのPRにより、受注拡大を図ります。

個別の事業においては、「のぼり旗工房」と「洗車コーティング事業」では、新規顧客の開拓を図り、「木工製品製作・衣服リサイクル販売」では、新商品の開発、商品の充実により、福祉の里分室「知婆爺材工房」や福祉関連イベント等での販売の促進、「シルバー菜園事業」では生産の拡大及び栽培品種の調査研究に努めます。

また、新規の独自事業について、他センターからの情報収集と調査研究を行い、積極的な実施に取り組みます。

#### **(8) 40周年記念事業の実施(定款第4条(8))**

当センターが、令和2年10月に設立40周年を迎えることから、今後のセンター事業の普及啓発と事業拡大に資する記念事業等を実施します。

#### **(9) 会員互助会との連携(定款第4条(8))**

会員互助会は、会員相互の親睦と扶助・福利の増進に努め、ボランティア活動等を通して地域に貢献することを目的としており、シルバー事業の地域に根ざした持続的な発展を図るため、会員互助会の活動と連携した事業PR等を推進します。

#### **(10) センターの管理・運営の徹底(定款第4条(9))**

業務を適正に執行するため、理事会を中心とした組織と職場環境の整備を行い、継続的な業務の改善・効率化に努めるとともに、職員の意識啓発と資質の向上に必要な研修を積極的に行い、健全で安定した運営を徹底します。

また、センターの保有財産である「生き生き交流センター」の適切な維持管理を行います。